

○山鹿市移住支援金交付要綱

令和元年10月7日
告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏から本市に移住した者に対して移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令5告示133・一部改正)

(支援対象者)

第2条 この要綱による支援金の交付の対象とする者は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 次条第1号の区分において申請する者である場合にあっては次に掲げるアからエまでに、同条第2号の区分において申請する者である場合にあっては次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入した日前までの10年間のうち通算5年以上、東京23区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。以下同じ。）内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいい、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査と比べ令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。）を除く。以下同じ。）内に在住して東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 本市に転入した日前まで連続して1年以上東京23区内に在住又は東京圏内に在住して同日前3か月以内の日まで連続して1年以上東京23区内に通勤をしていたこと。

イ 移住先に関する次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) この要綱の施行の日以後に本市に転入したこと。

(イ) 支援金の支給の申請をした日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する次に掲げる事項のいずれにも該当すること（次条第1号の区分において申請する場合に限る。）。

(ア) 支援金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が本市に転入した日前の日において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む全ての世帯員が申請日において同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む全ての世帯員がこの要綱の施行の日以後に本市に転入したと。

エ 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 申請者を含む全ての世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。

(イ) 外国人にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者を含む全ての世帯員が市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。

(エ) 申請者を含む全ての世帯員が申請日前10年以内に移住支援金を受給していないこと。

(オ) その他市長が支援金の支給の対象として不適当と認める者でないこと。

(2) 申請者が、国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては次のイからカまでに、テレワークにより勤務をする場合にあっては次のキからケまでに、これら以外の就業の場合にあっては次のアからオまでに掲げる要件に該当すること。

ア 熊本県マッチングサイト「ワンストップジョブサイトくまもと」（以下この号において「マッチングサイト」という。）に、支援金の対象として掲載した求人（当該求人へ応募した日がマッチングサイトにおいて支援金の対象として掲載された日以後である場合に限る。）を通じて法人に採用されていること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 就業先の法人に申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

カ 特定のプロジェクトへの参加等の目的を達成した後に離職することが前提とされていないこと。

キ 自己の意思により本市を生活の拠点とした上で移住元での業務を引き続き行うものであること。

ク 本市内においてテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ケ 所属先企業等から当該申請者に国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）に限る。）又はこれに相当するものとして市長が定める補助金等を活用した資金の提供がされていないこと。

(3) 申請日前1年以内に熊本県から起業支援金の交付の決定を受けていること。

- (4) 申請者が、アに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 関係人口要件

(ア) 移住元に住所を有する前に、1年以上継続して本市に住所を有していたことがあること。

(イ) 本市に通算して3年以上ふるさと応援寄附金の寄附をしており、かつ、山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱（平成30年山鹿市告示第72号）第2条第2号のお試し住宅の借受けをしたことがあること。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 本市で農林水産業に就業する者

(イ) 本市に事業所を有する企業等に就業する者

(ウ) 本市で家業を継承又は従事する者

(エ) 本市で起業する者

- 2 前項第1号アの場合において、東京圏内に在住して東京23区内の大学等に通学した後、東京23区内の企業等に就職した者については、その通学の期間を通勤の期間とみなすことができる。

（令2告示54・令3告示86・令4告示78・令5告示50・令5告示133・令7告示96・一部改正）

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人以上の世帯の移住者 100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、100万円に18歳未満の者1人につき100万円を加算した額）

(2) 単身の移住者 60万円

（令4告示78・令5告示50・一部改正）

（支援金の交付申請）

第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 全ての者 次に掲げる書類

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ 住民票の除票の写し（第2条第1項第1号アに該当することを確認できる書類）

ウ 申請者を含む全ての世帯員が市町村税を滞納していないことを証明する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 東京23区の区域以外の東京圏から東京23区内に通勤をしていた者（次号に定める者を除く。） 当該通勤に係る企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区の区域以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主 次に掲げる書類

ア 当該通勤に係る法人若しくは個人事業の法人事業届出済証明書若しくは個人事業

開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（在勤地を確認できる書類）

イ 当該通勤に係る法人又は個人事業の納税証明書（在勤期間を確認できる書類）

(4) 前条第1号の区分における申請者 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む全ての世帯員の在住地を確認できる書類）

(5) 第2条第1項第2号の要件を満たす者 就業証明書（様式第2号）

(6) 第2条第1項第3号の要件を満たす者 熊本県が交付する起業支援金の交付決定通知書の写し

(7) 第2条第1項第4号ア（ア）の要件を満たす者 戸籍の附票の写し

(8) 第2条第1項第4号ア（イ）の要件を満たす者 3年分の寄附金受領証明書の写し
又は本市にふるさと応援寄附金の寄附をしたことが確認できる書類及びお試し住宅貸付決定通知書の写し

(9) 第2条第1項第4号イ（ア）から（エ）までのいずれかの要件を満たす者 市長が別に定める書類

2 前項の規定による申請は、支援金の交付を申請しようとする者（前条第1号の区分において申請しようとする場合は、全ての世帯員を含む。）が、本市に転入した日から1年以内に行わなければならない。

（令2告示54・令4告示78・令5告示50・令5告示133・一部改正）

（支援金の交付の決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、支援金を交付すべきと認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を当該申請をした者に通知する。

（報告及び調査）

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定及び額の確定に係る通知を受けた者（以下「支援対象移住者」という。）が第2条の要件及び支援金の交付の決定に付した条件を満たしているかを確認するため必要があると認めるときは、支援対象移住者に対して報告を求め、又は調査をするものとする。

（支援金の返還）

第7条 市長は、支援対象移住者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、当該各号に定める割合で既に交付した支援金の額の返還を命ずるものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたことが判明したとき。

イ 申請日から3年未満で本市から転出したとき。

ウ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 熊本県から起業支援金の交付の決定を取り消されたとき。

(2) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

（台帳の整備）

第8条 市長は、支援金の交付の状況を明らかにするため、台帳を整備するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第54号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月7日告示第86号）

この要綱は、令和3年4月7日から施行し、改正後の第2条の規定は、同月1日から適用する。

附 則（令和4年5月25日告示第78号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1号の規定は、令和4年4月1日以後に山鹿市に転入した者に係る移住支援金について適用し、同日前に山鹿市に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日告示第50号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の山鹿市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に山鹿市に転入する者に係る移住支援金について適用し、同日前に山鹿市に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月21日告示第133号）

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。

附 則（令和7年5月23日告示第96号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の山鹿市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に山鹿市に転入する者に係る移住支援金について適用し、同日前に山鹿市に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。